公共交通機関対策等特別委員会 令 和 3 年 9 月 2 4 日 道路・交通計画部交通政策課

## トヨタモビリティ東京(株)主体の取組み状況について

## 1. 主旨

トヨタモビリティ東京(株)が喜多見・宇奈根地区において検討している総合生活支援 サービスの一環としての移動支援サービス(デマンド交通等)について、9月末までの無 償トライアルをもって実証運行を終了する旨の情報提供があったため、報告する。

### 2. この間の経過と主な課題

## (1) トヨタモビリティ東京(株) による提案概要

トヨタ・モビリティ基金を活用し、総合生活支援サービスと称する月額会員制のサービスを検討する提案がなされた。

総合生活支援サービスとは、移動支援サービス(デマンド交通等)と生活支援サービス(移動販売やカルチャー教室等)を併せたサービスであり、月額会員制による有償化を目指すものである。このうち、移動支援サービスの無償トライアルを令和2年11月より実施している。

この移動支援サービスにおいては、課題解決に向けた調整のため、当初令和3年3月までの無償トライアルを令和3年9月まで延長し、10月からの有償化を目指していた。

# (2) 移動支援サービスの課題

国土交通省関東運輸局(以下「関東運輸局」という。)から、営利事業者であるトヨタモビリティ東京(株)が今回提案した移動支援サービスは、営利事業活動の一環とみなし、総合生活支援サービスとしての会員制(月額会費)による徴収であっても、運送の対価とみなされ、「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送※」としての事業展開は適当ではないとの見解が示されている。

※ 主にボランティア団体や、自治会などによる地域の助け合いで実施される移動サービスを指し、 燃料代の範囲あるいは無料で提供されるもの。自家用車両(白ナンバー)を用いる。

#### 3. 課題解決に向けた検討

関東運輸局の見解により、トヨタモビリティ東京(株)の事業提案であった月額会員制による「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」として、移動支援サービスを実施することは困難な状況となった。

このため、トヨタモビリティ東京(株)は、既存公共交通事業者との連携による事業化(事業委託を含む)や、自らが一般旅客自動車運送事業 ※を実施すること等の代替事業の検討を行ったが、いずれも採算性や実現・継続性等に課題が残ることが報告された。

※ バスやタクシーのように、有償で自動車を使用して、旅客を運送する事業。 事業用車両(緑ナンバー)を用いる。

# 4. トヨタモビリティ東京(株)による今後の対応

#### (1) 移動支援サービス

当初提案であった総合生活支援サービスとしての有償化が実現困難となり、代替事業の見通し(実現性・持続性等)が現在立たないことから、令和3年10月からの有償化を行わず、移動支援サービスの無償トライアル(登録者の募集含む)は、9月末で終了する。

区としては、トライアル終了等にあたり、地域や関係機関への説明を支援していくと ともに、今後、トヨタモビリティ東京(株)より具体的な代替事業が示された場合、改め て、検討内容の実現性を確認し、関係機関との調整を図っていくこととする。

【利用状況】(令和2年11月19日~令和3年8月31日 土日祝日、年末年始除く)

	無料モニター新規登録者数	サービス利用者数	延べ利用回数	
			①朝の通勤時間帯における	②日中時間帯における
			バス停送迎サービス※1	デマンド交通
11月	198人	254人	26回	1,041回
~4月				
5月	22人	61人	0 回	364回
6月	28人	81人	0 回	438回
7月	27人	92人	0 回	467回
8月	14人	77人	0 回	391回
計	289人	565人※2	26回	2,701回

※1 緊急事態宣言期間中は、リモートワーク推奨の状況等を踏まえ、①朝のバス停送迎サービスを休止

#### (2) 生活支援サービス

移動販売やカルチャー教室等の生活支援サービスについては、トヨタモビリティ東京(株)が喜多見・宇奈根地区において引き続き取組みを検討する。

<sup>※2</sup> 複数月利用を重複計上しない場合のサービス利用者数は152人